

平成29年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月16日(採決)

平成29年 第2回 定例会 会議録

日時 平成29年6月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 古 屋 宏 治 | 2番 | 田 辺 弘 之 | 3番 | 栗 須 信 治 |
| | | 5番 | 村 瀬 敬 太 郎 | 6番 | 今 長 谷 武 和 |
| 7番 | 横 山 久 義 | 8番 | 大 楠 英 志 | 9番 | 阿 部 寛 治 |
| 10番 | 松 田 國 守 | 11番 | 阿 高 紀 幸 | 12番 | 荒 牧 泰 範 |

欠席議員

4番 山 田 眞 士

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 三 浦 正 | 副 町 長 | 松 田 秀 幹 |
| 教 育 長 | 西 邦 彰 | 総 務 課 長 | 大 塚 哲 雄 |
| 財 政 課 長 | 立 花 博 友 | 会 計 課 長 | 黒 瀬 英 三 |
| まちづくり課長 | 三 明 祐 治 | 税 務 課 長 | 山 口 茂 幸 |
| 収 納 課 長 | 松 岡 秀 策 | 住 民 課 長 | 村 嶋 茂 則 |
| 健 康 課 長 | 浦 上 利 浩 | 福 祉 課 長 | 井 上 勝 則 |
| 産 業 観 光 課 長 | 栗 原 俊 孝 | 都 市 整 備 課 長 | 久 芳 良 行 |
| 上 下 水 道 課 長 | 八 尋 正 記 | 学 校 教 育 課 長 | 野 寄 勇 |
| こ ども 育 成 課 長 | 井 上 伸 一 | 社 会 教 育 課 長 | 岡 部 禎 |

出席した議会事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 佐 伯 和 久 | 次 長 | 藤 幸 三 |
| 係 長 | 伴 秀 代 | | |

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は、山田 眞士 議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第22号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第22号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、

- 1、軽自動車税について、グリーン化特例において税負担を軽減する制度の適用期限を平成31年3月31日まで延長するもので、平成29年4月1日から施行。
- 2、平成31年10月1日に消費税が10%に引き上げられることに伴い、自動車取得税が廃止となり、その際に軽自動車税に環境性能割と種別割の2つの税目を創設するもので、平成31年10月1日から施行。
- 3、法人住民税の法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げるもので、平成31年10月1日から施行。

4、固定資産税の税負担軽減措置である「わが町特例」について、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育事業等の用に供する家屋・償却資産及び緑地管理機構が設置・管理する公開緑地の土地について、その特例率を条例化するもので、平成29年4月1日から施行であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行いたいと思います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第23号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第23号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）が、平成29年4月1日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準に

については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものです。

なお、本条例は、平成29年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第24号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第24号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」

平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本議案は、地方自治法179条第1項の規定により、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億828万6,000円とするものであります。

予算の内容は、平成28年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたこと

に伴い、平成29年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億2,499万9,000円を追加補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第38号「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第38号「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」

本議案は、篠栗町児童館設置条例及び篠栗町放課後児童クラブ規則に基づき実施している、児童館での放課後児童クラブに加え、篠栗町立小中学校管理規則第4条第1項第3号から6号に規定する休業日において休業日拡大放課後児童クラブを設置するにあたり、必要な事項を定めるため、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、町立児童館で実施する放課後児童クラブ事業に関し、保護者のニーズが高まる小学校の長期休業期間に対応するため、拡大放課後児童クラブを開設することに必要な事項を定めるもので、これに伴い、これまで篠栗町児童館設置条例第6条に規定した事業について明確にするため、新たに条例を制定するもの

であります。

平成29年度の拡大放課後児童クラブは、7月21日から8月31日までの夏季休業日の期間において、各児童館で実施する事業に加え、新たに勢門小学校内及び尾仲大柳集会所の2か所で、定員をそれぞれ30名とする児童クラブを開設するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第39号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第39号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、人事院規則が改正され、所要の措置を講ずる必要が生じたため本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改定の内容は、

- 1、「養育里親」と「養子縁組里親」が法定化されたことにより、引用している条文の改正を行うもの。

2、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する「育児休業承認」、「育児休業期間の延長」、「育児短時間期間の承認」に関して条例委任されている特別な事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日に遡って適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第40号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第40号「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町児童館設置条例に、管理及び運営に関する事項を追加し、町立児童館の法人等への運営の委託について、要件を明確にするため、本条例の一部を改正するにあたり、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、本条例第3条に、管理及び運営を追加し、法人等への業務委託について規定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第41号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第41号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億6,673万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、

地方交付税 1,768万2,000円増

分担金及び負担金 54万円増

国庫支出金 39万6,000円増

県支出金 159万6,000円増

繰入金 1,511万1,000円増

諸収入 187万8,000円減

町債 4,890万円減

歳出につきましては、

議会費 31万3,000円減

総務費 308万3,000円減

民生費 124万円減

衛生費 657万7,000円増
農林水産業費 219万2,000円減
商工費 303万8,000円増
土木費 3,968万6,000円減
消防費 1万2,000円増
教育費 559万3,000円増
諸支出金 1,584万1,000円増

また、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金（平成28年度同意債元利償還金）について、期間を平成29年度から平成33年度までとし、限度額1,318万7,000円の債務負担行為を行うものです。

地方債につきましては、緊急防災・減災事業債を450万円追加し、自然災害防止事業債5,000万円及び防災基盤整備事業債340万円を廃止しております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第42号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第42号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ407万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,235万7,000円とするものであります。

なお、予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第43号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ334万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億782万7,000円とするものであります。

なお、予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第44号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、当該予算において造成地の樹木伐採・準備工事・防災工事並びに造成工事の本年度分と、雨水排水路となる津波黒水路保護のための測量・地質調査等の費用を補正するもので、歳入歳出それぞれ6億778万9,000円増額し、予算総額をそれぞれ6億7,299万2,000円とするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第45号「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費の補正に伴い、収益的支出355万7,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億2,560万円とするものであります。

なお、収益的支出の額に対し2,080万9,000円の黒字予算とするものであります。

次に、既決の予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額から建設改良費の確定に伴い、資本的支出5,000万円を追加し、資本的支出の予定額を5億9,206万5,000円とするものであります。

また、企業債の補正に伴い、資本的収入5,000万円を追加し、資本的収入の予定額を4億6,320万1,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する1億2,886万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 質疑ではなくて、収益的支出の総額をもう一度確認してもらえますか。

○議長（阿部 寛治） 数字の誤りですか。

はい、村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎）

訂正します。

8億2,556万円でございます。

失礼いたしました。

○議長（阿部 寛治） よろしいですね。

ほかに質疑はないですか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第46号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既決の予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額に人件費の補正に伴い、収益的支出5万5,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億300万6,000円とするものであります。

なお、財源につきましては、繰越利益剰余金などで補填するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしてお

ります。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに記載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成29年第2回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

専決処分を求めることについて3件、篠栗町農業委員会委員の任命についてをはじめ人事案件13件、篠栗町放課後児童クラブ条例の制定についてなど条例案3件、平成29年度補正予算6件の上程いたしました25議案すべてにつきまして可決いただきましたことに感謝いたします。

特に、篠栗町農業委員会委員の任命につきましても、現農業委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の改正に基づき、選出方法が改められ、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方式による最初の選出でございました。議会の同意をいただき、誠にありがとうございました。

議案第44号「平成29年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）」では、いよいよ立木伐採と造成工事の一部等の予算についてご審議いただきました。

初めてこの事業における歳入見込み額をお示しし、採算性を重視しつつ、将来の税収確保、雇用の増大等を視野に入れた事業であることを改めてご説明することができました。今後は、できるだけ詳細に議会をはじめ住民の皆様へ、これからの予定や工事の経過をご報告申し上げ、ご理解をいただくよう努めてまいります。

従来から申し上げておりますが、産業団地整備にあたって、事業者の開業開始に至るまでの工程表がしっかりできているか、その工程を計画どおりに進めるための組織図は無理なく無駄なく作り上げられているか、実行に支障のない組織であるか、その間のキャッシュフロー表は納得性のいくものかが大事なポイントとなるわけでございます。

工程表、組織図、キャッシュフロー表の、いわゆるプロジェクトの「三種の神器」をしっかりと作り上げ、節目の期限に遅れないように実行していくことこそ最も重要でございます。特に、キャッシュフロー表、つまりはお金の流れでございますが、これは議員の皆様にはしっかりとご理解いただけるよう、今後とも説明を怠らないようにしたいと考えております。開業まで3年の大プロジェクトでございます。篠栗町が地方交付税に過度に依存しなくて済むように、自主財源の増加を図って自立への一步を踏み出すために、予定どおり完成したいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

今週の国会の動向を見ても、成立した法案の是非は控えますが、成立過程においては、いささか首をひねりたくなるような事態が続いているような気がいたしております。篠栗町町議会においては、国会のドタバタ劇とは違い、しっかりした委員会での審議、本日の採決と開かれた議会に相応しい定例会であったと感じた次第でございます。

6月9日にあった西日本政経懇話会では、片山 善博 早稲田大学教授は、「そもそも地方創生という課題が起こる前提となった人口の緩慢な減少は、病気でいえば生活習慣病であり、特効薬などはない。じわりじわりと体質を元に戻していかなければならない。わずか5年で結果を残そうと思うことは大間違い。しかし、この機会に生活習慣病改善のきっかけ作りをしっかりとしないといけない。地方創生は自分たちの地域の改善を自分たちがやらなければいけない課題である。」とお話しになりました。

地方創生も後半戦、わが町におきましても「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行による体質改善の成果を勝ち取るために、職員一丸となって更に努力を重ねてまいります。議員各位におかれましても、多くの方が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町「個性ある篠栗町」の更なる発展に、自治の両輪としての更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成29年第2回定例会の閉会のご挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時44分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

大楠 英志

篠栗町議会議員

横山 久義
